

令和2年度版

練馬区 自転車事業の概要

区内の道路を誰もが安全かつ快適に
利用するために



ねり丸
NERIMARU

練馬区公式アニメキャラクター
ねり丸 © 練馬区

練馬区土木部交通安全課

令和2年度

▶ 目次

1	自転車利用の現状	1
2	自転車駐車場(駐輪場)の整備	3
3	ねりまタウンサイクル(レンタサイクル)事業	6
4	自転車駐車場の付置義務	7
5	放置自転車の撤去等	7
6	自転車利用のルール・マナーの啓発	10
7	自転車走行環境の整備	12
8	自転車利用総合計画	13
9	練馬区自転車駐車対策協議会	13
10	練馬区シェアサイクル事業	14
付	練馬区の自転車事業年表	巻末

1 自転車利用の現状

▶ (1) 放置自転車の状況

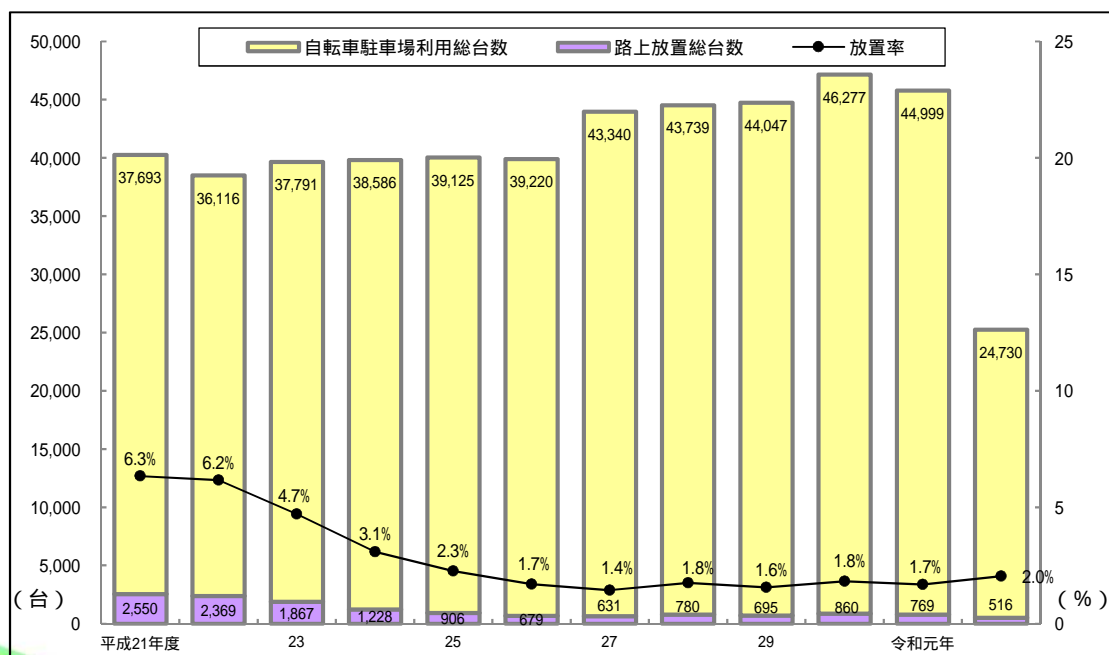
- 練馬区には隣接するものも含めて22の鉄道駅があり、午前中に駅周辺へ乗り入れる自転車と原付バイクの台数は1日あたり25,246台となっています(令和2年5月調査含む)。
- 練馬区では、昭和60年12月に「練馬区自転車の適正利用に関する条例」を定めて、自転車駐車場(駐輪場)の整備や放置自転車(原付バイク含む)の撤去などに取り組みました。令和2年5月の調査結果では、駐輪場を利用している台数は24,730台、放置516台で、放置率は約2.0%となっています(民営含む)。
- おもに通勤通学などによる午前中の放置は、平成21年の約1/5となり、2,000台以上減少しました。[グラフ1参照]
- また、放置台数が最大だった平成7年(13,142台)と令和2年を比べると12,600台以上の減少となっています。
- 一方、午後の買い物などによる放置自転車が午前と比べ、約2倍となっています。



放置自転車のない歩きやすい歩道
(石神井公園駅 平成25年10月)

▶ グラフ1 放置自転車の状況

各年5月調査



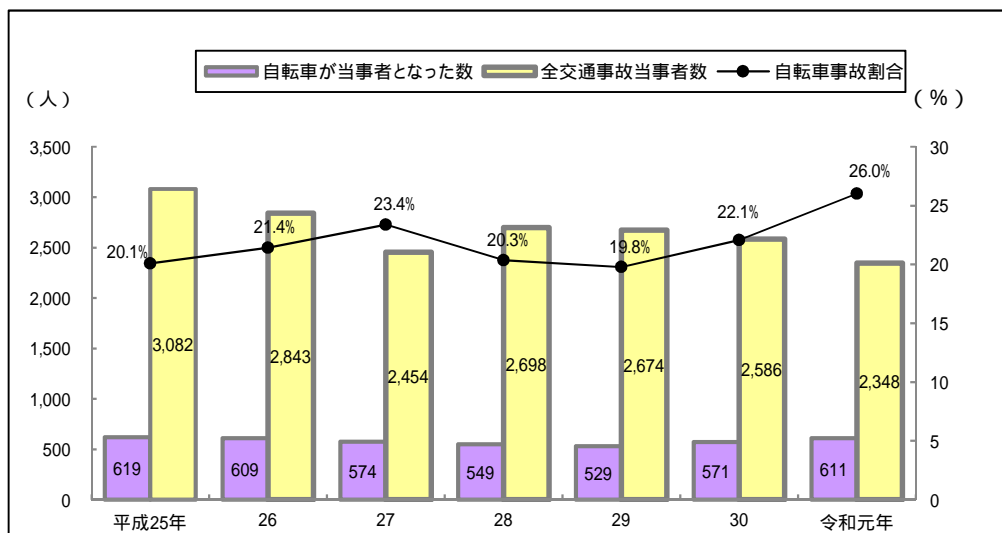
注：駅周辺および大泉学園町のバス停3か所周辺における調査。また、台数には、自転車のほか原付バイクを含む。

1 自転車利用の現状-2

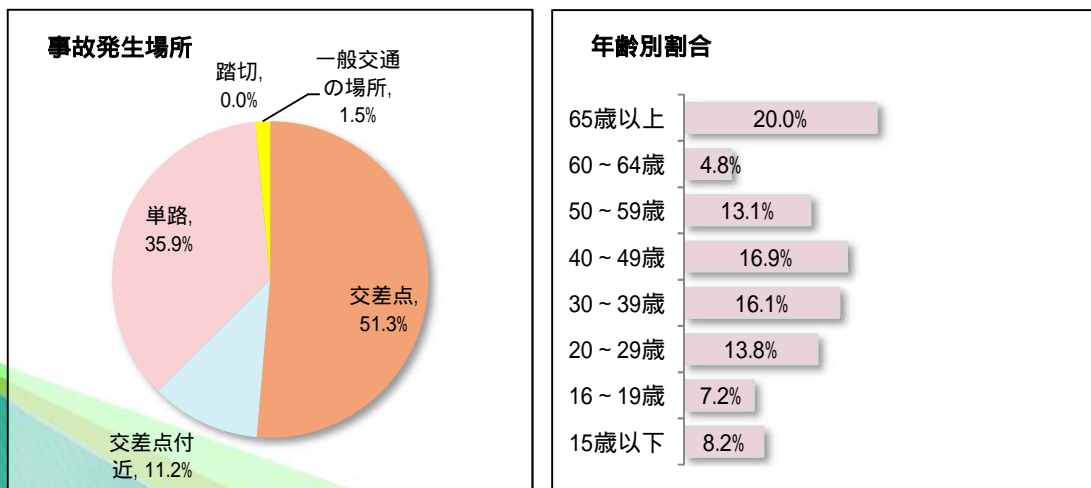
▶ (2) 自転車安全利用の状況

- 自転車は環境にやさしく気軽に便利な乗り物ですが、その手軽さから、交通ルールやマナーが徹底されていないため、事故が発生する原因になっています。
- そのため、平成27年6月には、反復して違法行為を行った自転車運転者は、講習を受講することを定めた改正道路交通法が施行されました。
- 区内の交通事故のうち、自転車が事故当事者となった割合は2割を超えています。[グラフ2参照]
- 令和元年に都内で発生した自転車が関連する事故のうち、半数以上が交差点で起きています。また、年齢別の事故割合は40歳代と65歳以上の高齢世代が高率となっています。[グラフ3参照](警視庁ホームページより)

▶ **グラフ2 区内の自転車事故割合の推移**



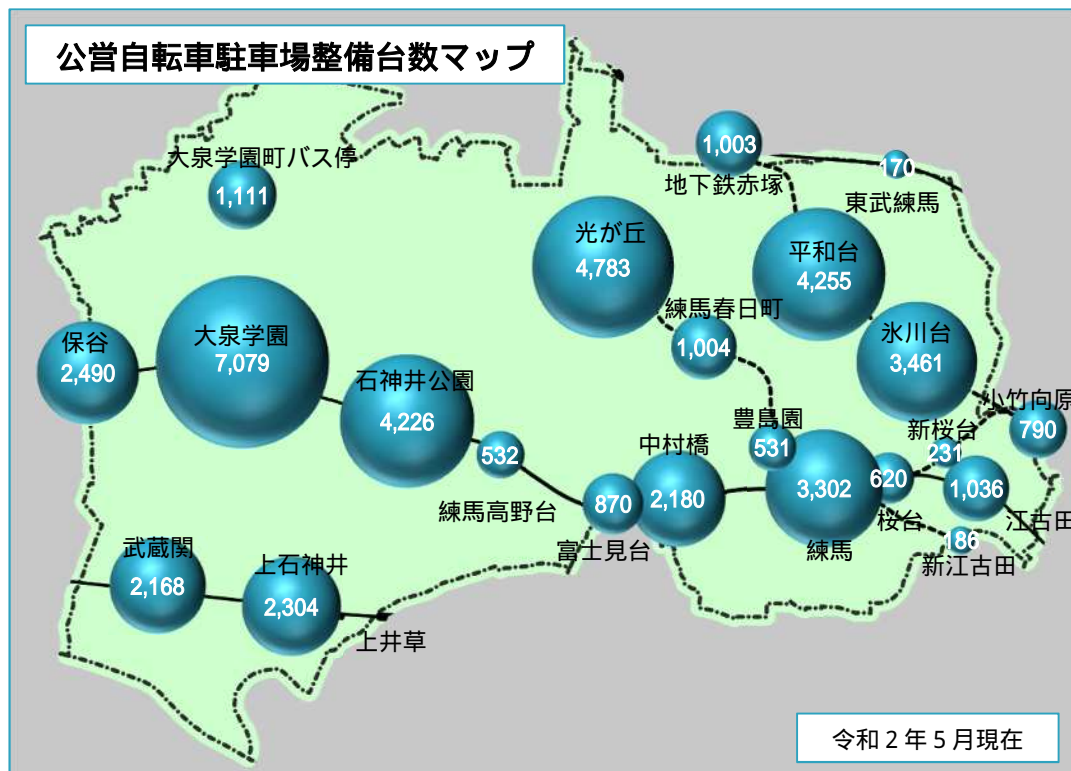
▶ **グラフ3 都内の自転車事故 令和元年**



2 自転車駐車場（駐輪場）の整備

（令和2年5月1日現在）

- 練馬区では、放置自転車対策の一環として、自転車駐車場（駐輪場）を整備しています。区立の自転車駐車場は、上井草駅を除く21駅で75か所、大泉学園町のバス停付近に5か所、合計80か所40,605台分（内原付718台）を整備しています。また、区立以外の公共の駐輪場も6か所3,727台分整備され、合わせて44,332台分の公営駐輪場が整備されています。



駅名	整備台数	駅名	整備台数
江古田駅	1,036台	上石神井駅	2,304台
桜台駅	620台	武蔵関駅	2,168台
練馬駅	3,302台	小竹向原駅	790台
豊島園駅	531台	氷川台駅	3,461台
中村橋駅	2,180台	平和台駅	4,255台
富士見台駅	870台	地下鉄赤塚駅	1,003台
練馬高野台駅	532台	新江古田駅	186台
石神井公園駅	4,226台	練馬春日町駅	1,004台
大泉学園駅	7,079台	光が丘駅	4,783台
大泉学園町バス停	1,111台	新桜台駅	231台
保谷駅	2,490台	東武練馬駅	170台

公営の自転車駐車場整備台数は、区立の自転車駐車場のほか、（公財）自転車駐車場整備センター立、（公財）練馬区環境まちづくり公社立の自転車駐車場を合算したものの。（令和2年5月1日現在）

2 自転車駐車場(駐輪場)の整備-2

- ▶ 平成23年度から、買物客などの短時間の駐輪に対応するための施設整備も進めています。次の駅では、買物客等が使いやすいよう、短時間は無料で利用できる施設を整備しています。(15駅36施設)

駅	施設名 (カッコ内は無料時間)
江古田駅	江古田駅・江古田駅第二・江古田栄町(2時間)
桜台駅	桜台駅東・桜台駅西(2時間)
練馬駅	練馬駅北地下・練馬駅西・練馬駅つつじ(2時間)
豊島園駅	豊島園駅前(2時間)
中村橋駅	中村橋駅東・中村橋駅西(2時間)
富士見台駅	富士見台駅東・富士見台駅西(2時間)
石神井公園駅	石神井南・石神井公園駅北・石神井公園駅東・石神井公園駅西(2時間)
大泉学園駅	東大泉・東大泉第三・大泉学園駅北口地下・大泉学園駅南口地下・大泉学園駅南第一・大泉学園駅北第三(2時間)
上石神井駅	上石神井駅南第三・上石神井・上石神井立野橋(2時間)
武蔵関駅	武蔵関駅西(2時間)
東武練馬駅	北町二丁目(2時間)
氷川台駅	氷川台駅第一(3時間)・氷川台駅第九(2時間)
平和台駅	平和台駅第二・平和台駅地下(2時間)
地下鉄赤塚駅	地下鉄赤塚駅南(2時間)
光が丘駅	光が丘第三・田柄(2時間)・光が丘ふれあいの径(3時間)

上記以外の駅でも民間等による短時間無料の駐輪場があります。

(令和2年5月1日現在)

自転車駐車場は必要な台数がおおむね確保されておりますが、現状の台数が確保されていれば、既存駅では新規の整備の必要はありません。借地として運営している施設、都市計画道路や河川事業の予定地内を借りて運営している施設については、返還により台数が減る場合があります。

駅周辺等の利用率の高い重要な箇所など、自転車の乗り入れ台数に応じた用地取得を進めます。また、東京都と連携して、道路区域内の整備を行うなど、必要な台数を確保します。

自転車駐車場が無料ではない理由

- ▶ 練馬区では、昭和49年以降、自転車駐車場の整備を進めてきました。当時は施設の利用は無料でしたが、そのために、近くの方も利用するようになり、すぐに満車になってしまう状況でした。そこで、限られた施設を適正に利用してもらうために、昭和58年から一部の自転車駐車場を「登録制」として、さらに平成4年からは、新たに整備する自転車駐車場から順次、駅周辺の全ての施設を有料としました。
- ▶ 理由として、一つめは、駅周辺の用地不足・地価高騰のため、自転車駐車場の整備が大変困難になり、利益を受ける方に料金を負担してもらい、施設の使用料を整備等の財源として考慮する必要がでてきたこと。二つめとして、駅の近くに無料施設を設置した場合、今まで自転車を利用していなかった人の自転車利用を誘い、放置自転車を増やすこと。三つめに、無料の自転車駐車場を提供することで、バスなどの他の輸送サービスを後退させ、交通手段のバランスを崩す結果となることなどからです。

3 ねりまタウンサイクル事業 (レンタサイクル)

(令和2年5月1日現在)

- ▶ 練馬区では、平成元年9月、全国に先がけて、大泉学園駅北口でレンタサイクルシステムを導入しました。これは、駅と自宅とをつなぐ交通手段として貸自転車を利用するもので、1回利用中心の観光型ではなく、自宅周辺での継続的な利用を想定した都市型のシステムです。
- ▶ 現在は6駅7箇所(練馬駅、石神井公園駅、大泉学園駅(2箇所)、上石神井駅、練馬春日町駅、東武練馬駅)で、2,700台のレンタサイクルを整備しています。令和元年度の平均稼働率は95%でした。
- ▶ レンタサイクルのメリットとして、1台の自転車を複数の人が利用することで、自転車の有効活用や保管スペースの節約が図られ、駅に乗り入れる自転車や放置自転車を減らすことがあげられます。



練馬駅北口 ねりまタウンサイクル

自転車駐車場・ねりまタウンサイクルの管理・運営

- ▶ 平成18年度より、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社(環境まちづくり公社)を指定管理者に指定して、管理・運営を行っています。指定管理者制度の導入により、管理運営費の削減や利用率の向上とともに、自転車対策の総合的な推進を図っています。
- ▶ 利用料金の収入は指定管理者が収受し、管理運営費を除いた収入を区に納付することになっています。この納付金は、自転車施策のための財源となっています。

4 自転車駐車場の付置義務

- ▶ 条例により、大型商業施設や銀行、遊技場など、多くの来客がある施設を新築・増築する場合には、施設の規模に応じた駐輪場の整備を義務付けています。制度を開始した平成元年から令和2年4月末までに、136箇所、12,002台が整備されました。
- ▶ 集客力の高い施設では、付置義務の基準を超えて、収容しきれない台数の自転車が集まる場合や、付置義務の対象外の施設でも、集客力の高い飲食店や小売店舗、学習塾において放置自転車の問題が発生しています。

付置義務の対象施設

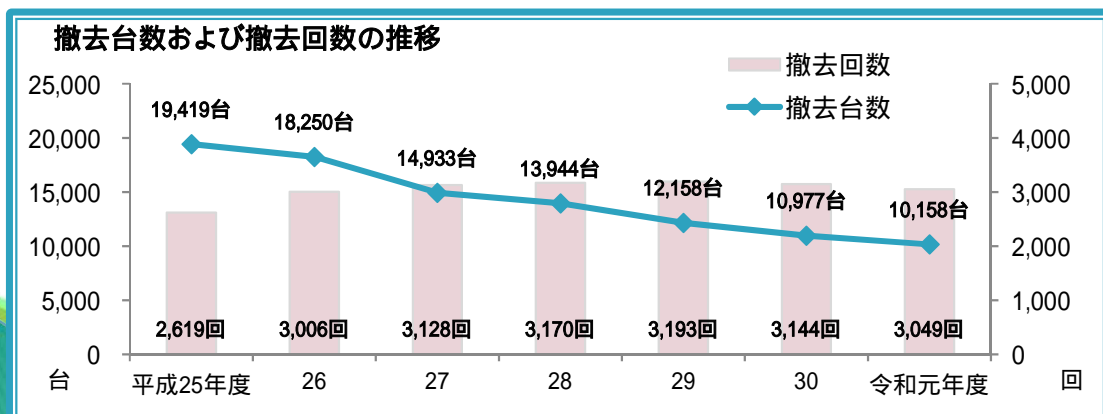
1. 400平米を超える百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗、飲食店
2. 500平米を超える銀行
3. 300平米を超える遊技場
4. 900平米を超える映画館、劇場、ボーリング場

5 放置自転車の撤去等

- ▶ 放置自転車は、点字ブロックを覆ってしまうなど交通の妨げになるばかりでなく、救急や消防活動、災害時には避難の妨げになります。そこで、区内や区に隣接する22駅の周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、放置自転車等を撤去しています。
- ▶ 令和元年度は、延べ3,049回の撤去を行い、10,158台の放置自転車等を撤去しました。

放置自転車等とは

- ▶ 駐輪場以外など正しい駐輪場所以外に止められたもので、持ち主が離れていて直ちに移動できない状態の自転車および50cc以下の原動機付自転車のことをいいます。



撤去台数には、原動機付自転車を含む。

5 放置自転車の撤去等-2



駅別の放置台数の推移

駅名	H10	H20	R2	駅名	H10	H20	R2
江古田駅	291	273	55	上石神井駅	537	82	32
桜台駅	433	225	97	武蔵関駅	194	54	36
練馬駅	1,141	344	72	小竹向原駅	123	29	2
豊島園駅	291	390	2	氷川台駅	719	243	15
中村橋駅	649	113	27	平和台駅	250	286	23
富士見台駅	88	20	9	地下鉄赤塚駅	510	23	17
練馬高野台駅	501	34	8	新江古田駅	192	56	1
石神井公園駅	1,167	135	29	練馬春日町駅	293	94	8
大泉学園駅	1,628	181	39	光が丘駅	1,217	1,412	7
大泉学園町バス停	220	16	11	新桜台駅	40	6	4
保谷駅	10	10	4	東武練馬駅	62	70	18
上井草駅	43	0	0				

各年5月 平日午前中調査

5 放置自転車の撤去等-3

撤去自転車の保管・返還

- ▶ 撤去した自転車は、区内4か所の自転車集積所で一か月間保管しています。
- ▶ 放置自転車の撤去・移送・保管には、1台あたり約23,000円の経費が掛かっています（令和元年度決算）。この経費は、税金により賄われているため、自転車を正しく利用している人や自転車に乗らない人も費用を負担していることとなります。そのため、撤去した自転車等の返還の際には経費の一部として自転車は4,000円、原動機付自転車は7,000円の撤去手数料をお支払いいただいています。
- ▶ 保管期間の一か月を過ぎても引き取られない自転車は、事業者売却しています。

自転車誘導員

- ▶ 自転車の放置防止と駐輪場への誘導案内を行うために、駅周辺に自転車誘導員を配置しています。

午後の放置自転車対策

- ▶ 自転車駐車場の整備などにより、午前中の放置自転車は大幅に減少しました。しかし、買物客や午後からの駅利用者による駅周辺における午後の放置自転車の問題が顕在化しています。一部の駅では、買物客などの短時間の駐輪に対応するため、一定時間は無料で利用できる自転車駐車を整備するほか、商店街等と協力して、放置をさせない仕組み作りを進めています。また、駅前の放置されやすい場所に、近隣の駐輪場を案内する看板を設置しています。

自転車問合せセンター

- ▶ 自転車の撤去や返還に関することや、自転車駐車場の利用案内に対応するために、自転車問い合わせセンターを設置しています。

放置自転車対策の業務委託

- ▶ 自転車対策は、自転車駐車場の整備や管理運営と一体的・総合的に行うことでより効果的になります。そのため、上記の放置自転車対策業務は平成18年度の指定管理者制度の導入に合わせて、自転車駐車場の指定管理者に業務委託しています。

6 自転車利用のルール・マナーの啓発

スケアード・ストレイト方式による自転車交通安全教室

- ▶ 平成21年度から、スタントマンが自転車による交通事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体感してもらうスケアード・ストレイト方式による自転車交通安全教室を、3箇年を1サイクルとして全区立中学校で実施しています。また、一般の区民の方や高齢者の方を対象とした自転車交通安全教室も実施しています。



左写真:スケアード・ストレイト方式による
自転車交通安全教室
(スタントマンによる事故の再現)
平成25年 練馬駅西口交差点で実施

自転車運転免許制度

- ▶ 区立小学校の児童を対象として、自転車の安全な乗り方教室を開催し、講義や筆記テストを行っています。平成17年度から開始した事業で、受講した児童には「自転車運転免許証」を交付して、交通安全への動機付けを図っています。全区立小学校で実施し、受講者に免許証を交付しました。



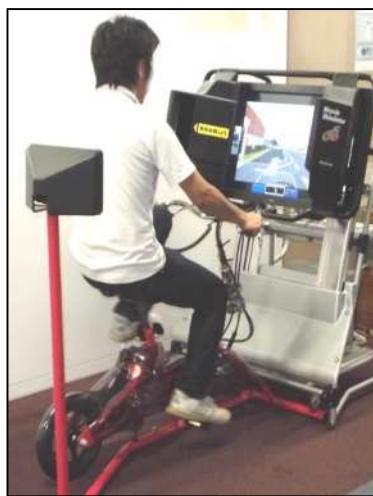
6 自転車利用のルール・マナーの啓発-2

区民交通傷害保険事業

- ▶ 自転車利用者が加害者となり、多額の賠償金が発生するなど、被害者と加害者双方が悲惨な状況に陥る事故が社会的な問題となっています。そこで、区では区内在住の方が加入できる「区民交通傷害保険」への加入を促進しています。また、チラシを配布し、自転車を利用している区民に保険の重要性を呼びかけています。

自転車シミュレーター活用事業

- ▶ 自転車を利用するうえでの交通ルールとマナーを幅広い年齢層に理解してもらうため、平成26年度に導入しました。現在、地域の公共施設に4台を設置しています。また、地域のイベントや交通安全教室などでも自転車シミュレーターを活用した走行体験事業を実施しています。



区立施設に設置された
自転車シミュレーター

7 自転車走行環境の整備

- ▶ わが国では、昭和40年代に交通事故が多発したことを背景に、自転車の歩道走行を認める交通施策を実施してきました。その結果、自転車は車両であるとの認識が薄れ、自転車に関する交通事故の増加や自転車利用者のルール・マナー違反等が社会問題になっています。このようなことから、自転車と歩行者を分離した自転車走行環境の整備が必要となっています。
- ▶ 練馬区では、区内の自転車ネットワークを形成する「練馬区自転車走行環境整備構想」を「練馬区自転車利用総合計画(平成23年3月)」で決めました。
- ▶ 平成25年3月には「練馬区自転車走行環境整備指針」を策定し、光が丘東大通りと光が丘西大通りを先行して整備するモデル路線に選定しました。平成26年3月と12月に、両路線(路線延長約2,040m)を整備しました
- ▶ この二つの路線は、自転車専用通行帯(自転車レーン)として整備し、各車線の左端に幅1m青色のカラー舗装や、逆走を防ぐために進行方向を示す路面標示(ナビマーク)を施しています。
- ▶ 自転車の走行環境はネットワークとしてつながることで、その機能は一層向上します。区では都市計画道路の整備にあわせて自転車レーンの設置に取り組みます。国道を管理する国や、区内の幹線道路を管理している東京都には自転車走行環境の整備の働きかけに取り組んでいきます。



光が丘東大通り

光が丘西大通り

8 自転車利用総合計画 (平成23年3月改定)

- ▶ 自転車を利用する人だけでなく、誰もが区内の道路を安全で快適に利用できる環境を整えていくことを目的として、平成23年3月に改定された計画です。
- ▶ これまで練馬区では、放置自転車はまちの美観をそこなうという観点だけでなく、まち全体の問題として解決していくことを目指して、平成3年に「練馬区自転車利用基本計画」を定めました。また、平成12年には、22年度までの対策計画として、「練馬区自転車利用総合計画」を定めました。この計画では「自転車はまちの交通手段の一つであり、他の交通手段とバランスのとれた利用を図り、適正な利用を推進する」ことを目的としました。
- ▶ 現在の総合計画は、平成23年度から令和3年度までの11年間の計画で、自転車駐車環境の整備や放置自転車対策、自転車の安全利用の推進を計画しています。また、最近必要性が高まっている自転車走行環境の整備を推進していくこととしています。
- ▶ 自転車駐車環境の整備、放置自転車対策、自転車の安全利用等の施策をさらに推進するため、次期計画を新たに策定する予定です。

9 練馬区自転車駐車対策協議会

- ▶ 自転車法および条例に基づいて設置されている区の附属機関で、練馬区の自転車利用総合計画や自転車の駐輪対策に関する重要事項について審議し、区長に答申を行います。
- ▶ 委員数は20名で(公募区民6名、区議会議員3名、学識経験者2名、鉄道事業者4名、関係行政機関5名)任期は2年となります。

主な調査・審議事項

- ▶ 平成23年度 練馬区自転車利用総合計画に関すること
- ▶ 平成24年度 自転車走行環境を整備することについて
- ▶ 平成25年度 自転車事業の報告に関すること、自転車レーンの視察
- ▶ 平成26年度 練馬区自転車利用総合計画の中間評価について
- ▶ 平成27年度 「練馬区自転車利用総合計画の中間評価への提言」答申
- ▶ 平成28年度 「自転車利用総合計画の中間評価への提言」への対応について
- ▶ 令和元年度～次期「練馬区自転車利用総合計画」の策定について

自転車法の正式名称は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」といいます。

10 練馬区シェアサイクル事業

- ▶ 区内での利用動向などを検証するため、平成29年10月からシェアサイクル事業の社会実験を行っています。
- ▶ 実施期間:平成29年10月から令和2年度末まで
令和3年4月1日から当面の間、引き続き延長することとしました。
- ▶ 実施区域:光が丘地区 / 大泉・石神井・上石神井地区
- ▶ 実施規模:ポート数47か所(うち1か所休止中)自転車200台

練馬区の自転車事業年表

- ▶ 昭和48年 自転車問題担当組織の設置（環境部生活環境課交通安全係）
- ▶ 49年 区設第1号自転車置場の設置（富士見台北口 335台収容）
- ▶ 51年 ゴミ自転車（機能喪失車）の撤去開始
- ▶ 54年 長期放置自転車の撤去開始（札付け後撤去）
（練馬区駅周辺等放置自転車整理要綱の制定）
- ▶ 58年 放置自転車の撤去（告知1週間後撤去）
一部の自転車置き場を許可制とする。
- ▶ 61年 「練馬区自転車の適正利用に関する条例」施行
 - ・ 放置禁止区域の指定
 - ・ 撤去費用の徴収規定（1台 1,000円）
 - ・ 商業施設等への付置義務
- ▶ 平成元年 レンタサイクルの導入（大泉学園駅北口）
- ▶ 3年 「練馬区自転車利用基本計画」策定
- ▶ 4年 「練馬区立ねりまタウンサイクル条例」施行
ねりまタウンサイクル設置開始
「練馬区立自転車駐車場条例」施行、自転車駐車場の有料化
練馬区都市整備公社に有料自転車駐車場の業務委託開始
- ▶ 8年 撤去手数料の改定（1台 2,500円）
- ▶ 10年 練馬区自転車駐車対策協議会の設置
- ▶ 12年 「練馬区自転車利用総合計画」策定
- ▶ 17年 撤去手数料の改定（1台 4,000円）
- ▶ 18年 自転車駐車場業務の指定管理、放置自転車対策の業務委託開始
- ▶ 21年 光が丘ふれあいの径に駐輪ラック設置
- ▶ 22年 幼児2人同乗用自転車レンタル事業開始（平成28年2月末まで）
「練馬区自転車利用総合計画」改定
電動アシスト自転車購入費用助成事業実施
- ▶ 23年 豊島園駅に放置禁止区域を指定（区内全駅に放置禁止区域指定完了）
- ▶ 26年 光が丘地区に自転車環境のモデル路線を整備
光が丘東大通り（3月）、光が丘西大通り（12月）
自転車シミュレーター導入
- ▶ 27年 自転車利用総合計画の中間評価
- ▶ 28年 （仮称）平和台駅地下自転車駐車場の駅連絡通路の開放
- ▶ 29年 シェアサイクルの社会実験開始
- ▶ 令和2年 平和台駅地下自転車駐車場を開設

令和2年度版
練馬区自転車事業の概要

区内の道路を誰もが安全かつ快適に利用するために

令和3年発行



練馬区土木部交通安全課